

## 令和4年 滑川町農業委員会 第5回総会 議事録

召集月日	令和4年5月17日(火)				
開 会	令和4年5月25日(水) 午前9時30分				
閉 会	令和4年5月25日(水) 午前10時15分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中 14名出席、 0名欠席)					
1	神田徳子	出席	8	西澤 泉	出席
2	吉田 昇	出席	9	赤沼 裕	出席
3	齋藤哲男	出席	10	金子修治	出席
4	北堀 高茂	出席	11	杉田京子	出席
5	高柳幸夫	出席	12	宮島正重	出席
6	田幡只夫	出席	13	金井 茂	出席
7	贅田基司	出席	14	井上 富子	出席
農地利用最適化推進委員 (9名中 9名出席、 0名欠席)					
下福田	小林幸夫	出席	伊古	能見義夫	出席
上福田	堀口幸男	出席	中尾・水房	石川光男	出席
山 田	贅田昭雄	出席	羽尾1	大塚幹雄	出席
土 塩	杉田美信	出席	羽尾2	須澤郁夫	出席
和泉・菅田	紫藤清司	出席			
参 与 者			書 記	菅野真未	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	3番	齋藤哲男	5番	高柳幸夫	

第 5 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 22 号	農地法第 3 条（委員会）について
日程第 3	議案第 23 号	農地法第 3 条 3（相続等による権利移動） について
日程第 4	議案第 24 号	農地法第 5 条（届出）について
日程第 5	議案第 25 号	令和 3 年度の活動の点検・評価及び令和 4 年 度最適化活動の目標の設定等について

顛 末

○開 会

事務局 皆さん、おはようございます。お集まりの様ですので、令和4年、第5回の農業委員会総会を始めさせて頂きたいと思っております。欠席者の報告です。事務局長の服部が会議の為欠席となります。農業委員さんの欠席届の提出はございません。金子委員は遅れてこちらに向かっているところです。農地利用最適化推進委員さんの欠席はありません。ご報告させて頂きます。最初に北堀会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。北堀会長、宜しくお願い致します。

会 長 委員の皆さん、おはようございます。令和4年第5回の総会にお忙しい中、ご出席頂きまして大変ありがとうございました。今、田んぼの方見ますと、田植え時期が盛んでとてもお忙しいと思っております。私の地区は〇〇〇地区ですが、23日から24、25日と7時から沼の水を出しています。沼に行ってみますと今年は沼が満タンで雨が多かったのかな、と思いました。そういう意味では植え付けは水の心配なくでき、秋には大きな収穫ができれば良いと思っております。ただ、色々と昨年と同じ様に行いましたが、若干寒かった様に思いました。苗の伸び等が順調になってないので、今日は水も制限し、沼の水を大切に、ケースバイケースで使っています。そして農業委員活動記録簿の方はいかがでしょうか。文字を書くというのがなかなか大変だと思っておりますが、今年は皆さん力強く取り組んで頂いて、なんとか1年間はクリアし、6月には比企の農業委員会長の会議もありますので、他地区の状況を伺い、問題点等を確認し、皆さんに御報告出来る様致します。また、本日提案された議案ですが、慎重審議をお願いしまして、私の挨拶とさせて頂きます。大変ありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。それでは総会を始めさせて頂きたいと思っております。滑川町農業委員会会議規則第4条で、会長は会議の議長となり議事を整理するとございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

議 長 はい。滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、14名中14名であります。滑川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和4年滑川町農業委員会第5回総会は成立を致しました。これより開会致します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中9名でございます。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号3番の齊藤委員さん、議席番号5番の高柳委員さんをお願い致します。なお、会議書記は事務局の菅野主事をお願い致します。以上で日程第1を終わります。

#### ○議案審議

議 長 日程第2、議案第22号農地法第3条についてを議題と致します。それでは、事務局より説明をお願い致します。

事務局 はい。事務局より、議案第22号農地法第3条(委員会)についてをご説明いたします。今月の申請件数は2件、合計1,122㎡になります。それでは申請番号1を説明させていただきますので、議案書の1頁、図面は議案第22号資料1と記載されているものをお手元にご用意下さい。それではご説明致します。番号1、申請地は比企郡滑川町大字○○○字○○○×××番×××、畑、農振地域、122㎡になります。譲渡人は○○○町大字○○○×××番地××

×、□□□様です。譲受人は○○○町大字○○○×××番地×××、□□□様です。申請者の町内の経営規模については、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、営農規模拡大のため、売買により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第3条に関しては、農業委員会で許可をすることになりますが、審査基準としまして同法3条2項に該当した場合、法的に許可をしてはならないことになります。それは、経営状況調査等をもとに判断となります。なお、貸付地5,240㎡については、利用権設定ならびに中間管理機構を利用し、担い手への集積による貸付となります。取得する農地適正利用を含めての審査になりますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきまして現地調査報告を班長さん、担当委員さん、及び、担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

7 番 はい。2班、班長の7番の贄田です。5月21日、土曜日、朝9時より、農業委員2名、推進委員2名で譲受人立会いのもと現地調査を行いました。詳細につきましては、続けて報告を致します。場所は○○○前の町道×××号線を東に向かって×××m程行った所を左に曲がり×××m程行った所の右側にあります。申請地は滑川町大字○○○字○○○×××番×××、122㎡です。境界は譲受人と共に確認しました。譲受人の□□□さんの耕作面積は水田1,316㎡、畑2,782㎡となっており、畑では、季節の野菜、山菜、蕎麦等を栽培しています。その他に水田5,240㎡を、中間管理機構に貸し付けています。耕作されているいずれの農地を確認しましたが、良好に管理されていました。今回の申請は、規模の拡大により金ゴマを作付けしていきたいということであります。申請理由を簡単に読み上げさせていただきます。今回の申請ですが、譲渡人は体が不自由になり、耕作管理ができなくなり、また、後継者もいないので、現状のままではやがて、耕作放棄地になり、近隣周辺に迷惑が及ぶ懸念が生じたので、隣接地の所有者である譲受人へ譲渡の申し出をいたしました。譲受人としては、営

農規模拡大の意向もあり、隣接地でもあるので、責任をもって管理、耕作する所存でございます。取得できたときには、金ゴマを作付けし、適正に管理します。後継者長男は会社勤めでありますが、休日等には作付け収穫の手伝いをしています。将来は就農の意思もあります、といった内容です。労働状況は本人と妻で耕作を行っていますが、繁忙期には長男が農作業を協力して行っているので、労働力は確保されています。農器具は、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、揉み振り機1台、軽トラック1台を所有しております。調査の結果、今回の申請内容については適当であると判断いたしました。審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。他に。

推進委員 はい、〇〇〇地区担当推進委員の□□□です。申請の土地は譲受人の自宅の隣接地であります。農機具等は十分揃っており、繁忙時には長男の応援も可能ですので、耕作を行うためには問題ないと思います。この土地の北側と東側は農地になっております。南側は譲受人の自宅、西側は道路になっております。以前からの農地をそのまま農地として使用するので新たな問題は発生しないと思います。地域の整備や農薬の使用については、周辺に影響がないように配慮するとのことですので、権利が移動した後も周辺の土地に与える問題はないと思います。本申請に関する意見は以上です。

議 長 はい。ありがとうございました。他には。只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたら挙手をお願い致します。

それでは無いようですので、申請の通り許可とすることに賛成の方、挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、番号1については、申請のとおり許可と決定致しました。

続きまして番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。それでは申請番号2を説明させていただきますので、同じく議案書の1頁、図面は議案第22号資料2と記載されているものをお手元にご用意下さい。それではご説明致します。番号2、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振農用地、1,000 m<sup>2</sup>になります。譲渡人は〇〇〇市〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は〇〇〇市〇〇〇×××、□□□様です。申請者の町内の経営規模については、町内に農地を所有、借入している農地はございません。申請理由ですが、営農規模拡大のため、売買により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第3条に関しては、経営状況調査等をもとに判断となります。補足として事務局から、報告をさせていただきます。申請者は隣接する〇〇〇内において農業経営を行っております。そのため〇〇〇農業委員会に照会を行い、町外農地の経営状況について確認をいたしました。5月18日に回答がありまして、32,800 m<sup>2</sup>の農地を営んでいるとのこと。また、この申請者は〇〇〇の農業委員であり、認定農業者としても活動されていることも確認済みです。なお、居住地である〇〇〇につきましては、所有、耕作している農地はないと〇〇〇農業委員会から回答をいただいております。取得する農地適正利用を含めての審査になりますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。

議長 はい。ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

7番 はい。2班、班長の7番の贄田です。5月21日、土曜日、朝9時より、農業委員2名、推進委員2名で譲渡人立会いのもと現地調査を行いました。詳細につきましては、続けて報告を致します。場所は〇〇〇の前の町道×××号線を東に向かって、×××mほど行った右側にあります。申請地は、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、1,000 m<sup>2</sup>です。境界杭は譲渡人と共に確認いたしました。譲受人の□□□さんの耕作面積は、田が10,101 m<sup>2</sup>、畑

22,699 m<sup>2</sup>となっています。滑川町には所有ならび耕作している農地はありません。町外の農地の経営状況については、〇〇〇農業委員会ならび〇〇〇農業委員から回答があり、〇〇〇に32,800 m<sup>2</sup>、遊休農地はなく、〇〇〇には所有の耕作している農地はないということです。譲受人の□□□さんは、田に牧草、畑に牧草及び梨5,376 m<sup>2</sup>を耕作しております。ご存知の方もいると思いますが、□□□さんは〇〇〇の夕方放送されている〇〇〇という番組で、山羊とふれあいができる梨園として紹介されています。現在、〇〇〇を拠点に梨の観光農園と、その加工品の梨ゼリー、梨ケーキ等を野田と〇〇〇の直売所で販売を行っています。申請理由を簡単に読み上げさせていただきます。今回の申請ですが、譲受人は9年農作業の経歴があり梨や牧草飼料を耕作しております。今回、滑川町の農地を取得する経緯につきましては、現在の所有者でございます、□□□様から自分で耕作することが難しいため、農地の利用について相談があり、農業経営の規模拡大をしたいと考えていたため、今回私が農地の取得をすることに決めましたといった内容です。労働状況は通常本人の他2名で耕作を行っていますが、繁忙期には臨時雇用を行っているため、労働力は確保されています。農機具はトラクター2台、SS2台を所有し、家畜は牛3頭、山羊20頭を飼育しております。調査の結果、今回の申請内容については、適当であると見受けられました。審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。他に。

推進委員 はい、〇〇〇地区担当推進委員の□□□です。申請の土地は譲受人の拠点から7丁3分のところにあり農機具も揃っております。常時農業に従事するのは3名、臨時雇用人6名で耕作を行っているため、農地利用に問題はないと思います。この土地の北側道路で、東と西と南は農地になっております。以前からあるその農地を牧草用農地として使用するために、新たな問題は発生しないものと思われまます。農薬の使用等については、周辺に影響がないように配慮し、地域の構造基準に従い、水利の利用については、



地域の取り組みを遵守し、必要な調整には協力するという事なので、権利が移動した後も周辺の土地に与える問題はないと思います。本申請は以上です。

議 長 はい。ありがとうございました。他には。只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたら挙手をお願い致します。

それでは無いようですので、申請の通り許可とすることに賛成の方、挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、番号2については、申請のとおり許可と決定致しました。日程第2議案第22号は以上になります。

議 長 日程第3、議案第23号農地法第3条の3についてを議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、事務局より議案第23号農地法3条の3(相続等による権利移動)についてを説明いたします。議案書の2頁、議案第23号資料と記載されているものをご用意ください。今月の届出案件は1件、966㎡になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第3条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、説明させていただきます。番号1、所在地は滑川町大字○○○字○○○×××番×××、畑、628㎡外1筆、合計966㎡になります。位置については議案第23号資料1をご確認ください。届出者ですが○○○町大字○○○×××番地×××、□□□様です。届出事由は相続による農地の所有権取得によるものです。補足として受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議 長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見、ご質問がありましたら挙手をお願いします。ないようなので議案第23号の質疑を終了致します。日程第3は以上になります。

議長 日程第4、議案第24号農地法第5条届出についてを議題といたします。

事務局は説明をお願いします。

事務局 はい。事務局より議案第24号農地法5条(届出)についてを説明致します。議案書の3頁、議案第24号資料と記載されているものをご用意下さい。今月の届出案件は3件、3,442㎡になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第3条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明、朗読をさせていただきます。番号1ですが所在地は滑川町大字○○○×××番×××、畑、2,975㎡になります。位置については議案第24号資料1をご確認ください。届出者ですが東京都○○○区○○○×××丁目×××番×××号、株式会社□□□、代表取締役、□□□様です。届出事由は売買により所有権を取得し、従業員駐車場として利用する為、転用したいというものです。補足として市街化区域内の農地であり、受理状況は備考のとおりです。続きまして番号2について説明致します。議案書は同じく3頁をご確認ください。番号2ですが所在地は滑川町○○○×××丁目×××番×××、畑、422㎡になります。位置については議案第24号資料2をご確認ください。届出者ですが東京都○○○市○○○×××、□□□様です。届出事由は売買により所有権を取得し、専用住宅を建築する為、転用したいというものです。補足として市街化区域内の農地であり、受理状況は備考のとおりです。続きまして番号3について説明致します。議案書は同じく3頁をご確認ください。番号3ですが所在地は滑川町○○○×××丁目×××番×××、畑、45㎡になります。位置については議案第24号資料3をご確認ください。届出者ですが、先ほどの番号2と同じ方で、□□□様です。届出事由は売買により所有権を取得し、専用住宅を建築する為、転用したいというものです。補足として市街化区域内の農地であり、受理状況は備考のとおりです。また、番号2の農地と合わせての専用住宅1棟の建築となります。報告は以上になります。

議長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報

告となっておりますが、ご意見、ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。それではないようなので議案第 24 号の質疑を終了致します。日程第 4 は以上になります。

議 長 日程第 5、議案第 25 号令和 3 年度の活動の点検・評価及び令和 4 年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。事務局より議案第 25 号令和 3 年度の活動の点検・評価及び令和 4 年度最適化活動の目標の設定等についてをご説明いたします。議案書は 4 頁、議案第 25 号資料①と②をお手元にご用意ください。以前より農業委員会の活動は、その審議内容の透明性を高めるため議事録を作成し、公表することが法律上定められております。また、平成 28 年 4 月 1 日の改正より、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動や実施事業の状況についてもホームページ等で公表することが法定化されました。また、令和 4 年 2 月 2 日付けの局長通知により、農業委員会による最適化活動の推進等についてを定め、各農業委員会は、最適化活動の実施状況の公表に当たり、最適化活動の目標の設定等に取り組むこととされました。公表は各年の 6 月末までに実施することとされているため、各年度の初めに昨年の活動の点検・評価を行い、また今年度の最適化活動の目標設定を農業委員会の総会ではかり、今年度の活動を実施していくこととなります。本総会で内容の承認をいただければ、事務局で町ホームページ等での公表に向けた事務作業を行っていく予定です。それでは、内容の説明をさせていただきます。まずは、お配りした資料①の令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明させていただきます。こちらは前年度の農業委員会の活動結果のまとめという形になります。まずは農業の概要と農業委員会の現在の体制についてご覧ください。前年度と比較した際に、耕地面積が少し減少しておりますが、これは統計調査の際に、転用した面積が反映された結果による減少となっております。また、農家数や農業者数は最新の農

林業センサスに基づいて入力しております。次の頁の担い手への農地の利用集積・集約化をご覧ください。こちらの内容については、農地等の利用最適化の取組について、人・農地プラン等に基づく農地の利用集積・集約がどの程度進んだかを見るための項目です。簡単に説明すると、認定農業者等ほどの程度農地の集積・集約ができたかをまとめたものになります。結果して、193ha から194ha となり1 ha の集積面積が増加しており、着実に最適化推進となる集積活動への取り組みが行われていることとなります。次の頁の新たに農業経営を営もうとする者の参入についてをご覧ください。こちらは、新規に農業経営を始めた方についてまとめたものです。令和3年度の新規就農者は、0のため参入実績0経営体となっております。地元等で新規就農に意欲をもった方について情報がありましたら、引き続きお声がけをよろしくお願いいたします。次の頁の遊休農地に関する措置に関する評価をご覧ください。こちらは農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様が9月～12月に行った利用状況調査の結果をまとめたものです。真ん中の解消実績②と書かれた箇所をご覧くださいと、解消実績が0ha となっています。理由としましては、前年度とは遊休農地の判定基準が変更となっており、遊休農地面積が大幅に変わったため、今年度については解消面積を0ha としております。今後も農地の有効利用を図り、遊休農地としないため今後も継続的な活動が必要と考えられます。次の頁の違反転用への適切な対応についてをご覧ください。現在注意をすべき違反農地は1.01ha であり、令和3年度において0.05ha 増加しております。現在、新たに増加した0.05ha については、事務局で対応しております。農業者の方に、自分が所有している農地であっても権利移動や用途を変える場合は、手続が必要となるということを引き続き周知していくことが必要であると考えられます。次の頁以降の内容については、権限委譲を受けた事務の内容の報告事項となっています。昨年度に行った農業委員会所管の事務事項の件数や内容については、記載のとおりとなりますので、説明は省きますが確認をお願いいた

します。続きまして令和4年最適化活動の目標の設定等について説明させていただきます。議案第25号資料②をお手元にご用意ください。こちらは、毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、法第37条の規定によりその結果を公表することになります。なお、目標値の設定につきましては、農地利用最適化活動のガイドラインとなる農業委員会による最適化活動の推進等についてに基づいて、数値を算出しております。まず農業委員会の状況についてですが、農業委員会の現在の体制については、現在の委員について記載をしております。農家・農地の概要については、農林業センサスならびに耕地及び作付面積統計に基づいて入力しております。次の頁をご覧ください。農地の集積の目標についてですが、都道府県が基本方針において設定した目標を利用し、設定することとなります。埼玉県農業経営基盤強化促進法上の計画では10年計画で50%を目標としているため、滑川町の農地面積に当てはめて計算すると、今年度の新規集積面積は11.7haとなります。滑川町の場合、基本的に土地改良区での集積が進んでいるため、新規での大きな集積はなかなか見込めない状況です。農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様には、地域での情報収集と相談で対応をしていただき、担い手への更新や集約によるマッチング作業が主になってくると思われれます。引き続きご協力よろしくお願いたします。次に下の遊休農地の解消について、こちらは令和3年度の利用状況調査における遊休農地面積に応じて目標を設定することとなります。まず、②目標のa緑区分の遊休農地の解消は、令和3年度時点の遊休農地面積で、草刈り程度のもので解消できる緑区分として判定された遊休農地57haから、狭小地や傾斜地で農地として利用することが困難な農地32haを差し引いた面積を、5年間で解消していくための目標を設定いたします。それに従って算出したものが、解消目標面積5haとなります。b黄区分の遊休面積の解消につきましては、お配りした差し替え資料の方をご覧ください。こちらは令和3年度

の利用状況調査における黄区分の遊休農地は 69ha となり、解消のための工程表の策定方針として、町の部局ならびに関係団体と協議を行うとしております。次の頁の新規参入促進についてですが、目標の新規参入者に貸付可能な農地の公表面積は、直近 3 年間の権利移動面積の平均 19.6ha の 1 割以上を目標に設定することとなり、算出した面積が 1.9ha となります。新規就農者の確保はなかなか難しいと思いますが、相談、情報がございましたら、事務局等も可能な限り調整を考えますのでご協力よろしく願いいたします。次に推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、1 人あたり 1 月で 8 日としております。農地パトロール等なるべく週 2 回の活動をお願いいたします。次の活動強化月間の設定目標ですが、利用状況調査に合わせて 9 月、10 月、11 月に強化月間を設定しております。また、新規参入の促進の強化として、9 月に新規就農フェアに参加し、新規参入者確保のための情報収集として活動を行うということで設定しております。最後に新規参入相談会への参加目標として、先ほど活動強化月間の設定目標で説明した、9 月の新規就農フェアへの参加を目標として設定しております。全ての内容について詳細に説明はできませんでしたが、以上が令和 3 年度の活動点検評価及び令和 4 年度最適化活動の目標設定等になります。この内容でご承認いただけるのであれば、こちらの内容でホームページ等での公表をさせていただき、県等にも報告させていただきます。なお、その際、書き方等の調整が発生した場合には、事務局で微調整を行うことについてご了解いただければと思います。説明が長くなりましたが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま事務局より詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、この件について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 25 号については、承認とさせていただきます。

だきます。日程第5は以上になります。

議 長 本日の総会に付議された議案は全て終了致しました。それでは、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和4年第5回総会は、閉会することに決定致しました。ご協力ありがとうございました。

事務局 北堀会長議事進行お疲れ様でございました。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。それでは、総会の方を終了させていただきます。神田職務代理より閉会のご挨拶の方をお願い致します。

職務代理 はい。田植え等でお忙しい中、ご出席頂き、慎重審議をありがとうございました。令和4年第5回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

会 長 どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和4年6月24日

議 長 北堀 高茂

署名委員 齋藤 哲男

署名委員 高柳 幸夫